

丸徳グループ

車両分科会

だ

よ

り

Vol.13

丸徳グループ各社従業員の皆様
毎日の業務、ご苦労様です。

今月の記載内容は・・・

- ・ もらい事故を防ぐために...
- ・ 3月19日はミュージックの日
※車内での注意点！
- ・ 愛知県警からのリーフレット

「もらい事故」を防ぐ運転をしよう

相手に非があっても、過失責任を負う

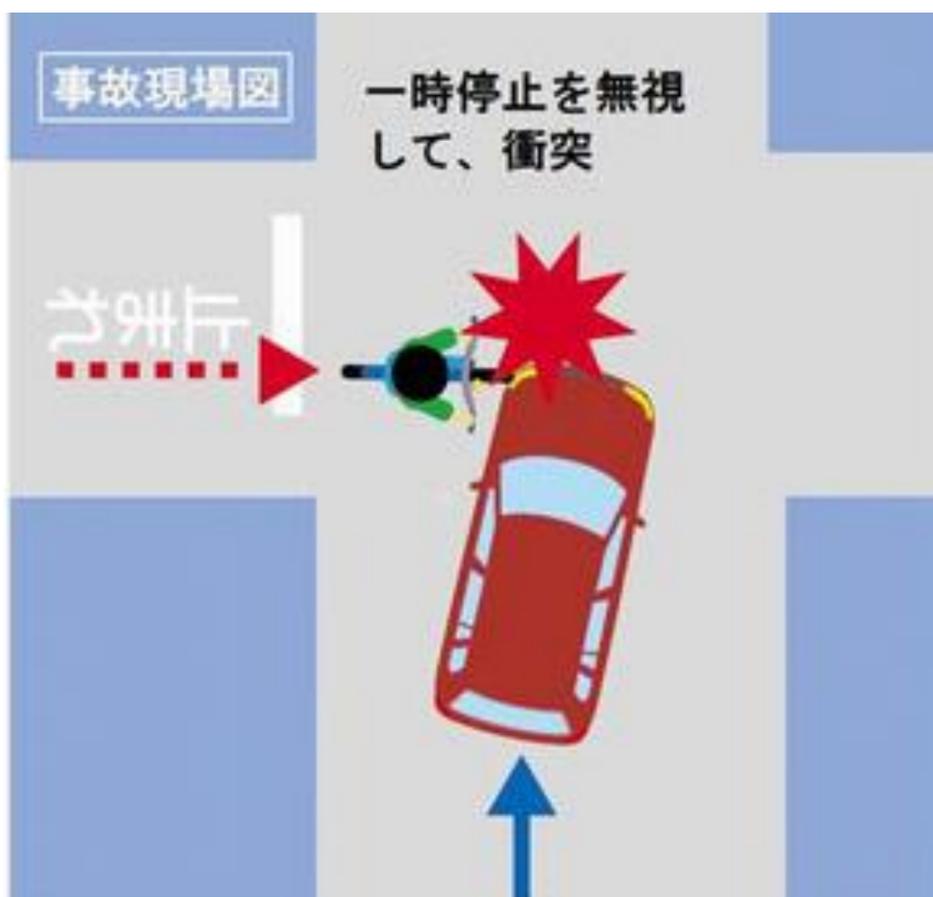
自分が気をつけて安全運転をしているつもりでも事故は発生します。

交差点でバイクが飛び出してきたり、赤信号を無視して歩行者が車道に出てきたり…

たいていの交通事故では、**車側に責任が無い**ということはありません。

多額の損害賠償義務を負い、過失運転致死傷罪などの判決を下される場合があります。

「もらい事故」と考えていたら、**実は自分が第一当事者だったのです。**



一時停止を無視した自転車の事故で約4,600万円の賠償責任

信号機のない交差点で、一時停止を無視して飛び出した自転車と衝突。自転車側の女性が後遺障害の残る重傷を負いました。

「自転車が一時停止をしなかった事が重大な過失だ」と主張したが、**車側の注意義務違反**が大きな理由となり、過失割合は運転者が60%、自転車が40%とされました。

女性の治療費や慰謝料など約7,760万円の損害が認められ、6割分の約4,600万円の損害賠償額を支払うことになりました。

・車は強者であり、歩行者や自転車は大きなケガや命を失う危険度が高い。

・相手が危険な行動をする可能性がある事を意識する。

(一時停止標識や信号を守らない相手がいるかも。)

(歩行者や自転車が急な横断や進路変更して飛び出して来るかも。)



3月19日はミュージックの日！ 車内で音楽を聞く際の注意点とは？

①車で音楽を聞く【メリット】

<音楽による脳の活性化>

集中力が向上することで散漫運転のリスクを軽減できます。

<音楽により精神をリラックス>

心をリラックスさせる効果がある音楽を聞くと、人間は副交感神経が優位になります。



②車で音楽を聞く【デメリット】

<運転のリズムを崩す>

運転中にかける曲としては、なるべく歌詞が少なく落ち着いた曲調のものが望ましいでしょう。

<音量次第でトラブルになるリスク>

騒音として多大な迷惑となる危険性は十分に考えられるでしょう。



**爆音での音楽再生は道路交通法における
「安全運転の義務」に違反するケースも…**

安全運転義務違反として、

「3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金」



夕方の5～7は“魔の時間”



このマークの先には必ず横断歩道がある

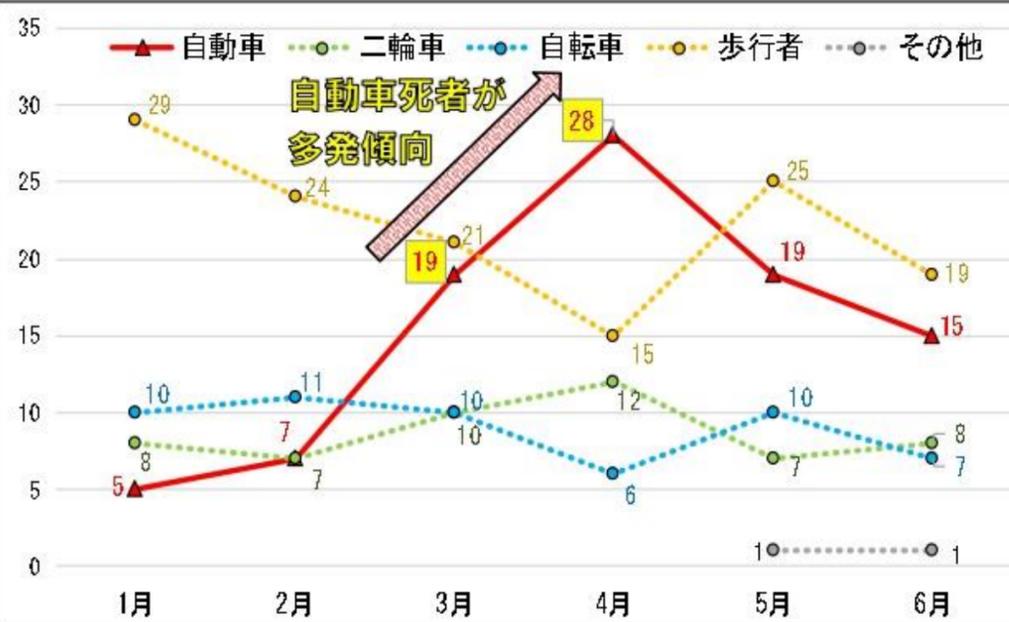
交通事故防止のPOINT

3月

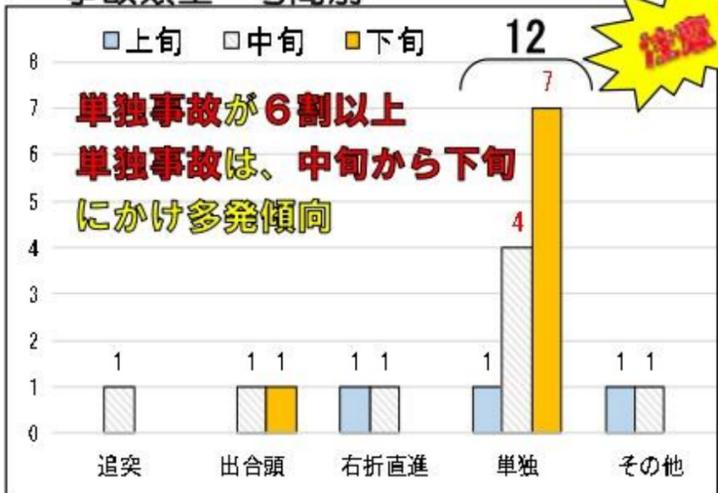


3月から4月にかけて、自動車死者が多発傾向！

《 過去5年上半期 当事者別（死者）の実態 》



【過去5年3月 自動車死者19人の実態】
～事故類型・旬間別～



【過去5年上半期 自動車死者のシートベルト着用の有無（人）】

約5割がシートベルト非着用



～シートベルト着用の有無別の致死率～
致死率 = 死者数 / 死傷者数



	着用	非着用	総計
死傷者	45528	1466	46994
うち死者	49	44	93
致死率	0.11%	3.00%	0.20%

自動車乗車中は、正しくシートベルトを着用しましょう。

Check!



3月は、年度末の決算期を控え経済活動が活発化し、業務車両を始めとした自動車に関連する交通事故の多発が予測されます。
シートベルトを正しく装着し、いつも以上に速度を控え、安全運転を心掛けましょう。

夕暮れ時の前照灯早め点灯をお願いします！！
(3月の点灯時刻の目安は、午後5時00分です。)

※ 各表は、過去5年間（R元～R5）に愛知県内で発生した交通死亡事故等を分析した結果です。